○階上町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成27年2月2日

訓令第2号

（趣旨）

第1条　この訓令は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者の福祉的就労の安定及び雇用の促進を図ることを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達の方針について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条　この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条　この訓令の適用範囲は、町長の事務部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局が発注する物品等の調達とする。

（調達の対象となる障害者就労施設等）

第4条　調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等

ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ　地域活動支援センター

カ　小規模作業所

(2)　障害者を多数雇用している企業

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社

イ　重度障害者多数雇用事業所

(3)　在宅就業障害者等

ア　在宅就業障害者

イ　在宅就業支援団体

（調達の対象となる物品等）

第5条　対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品(印刷物等の製造の請負も含む。)、役務(業務の委託を含む。)及び借入れ等とする。

(物品等の調達目標)

第6条　当該年度においては、前年度実績を上回ることを目標とする。

(物品等の調達に関する基本的な考え方)

第7条　物品等の調達に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1)　障害者の自立に資するため、障害者就労施設等が供給できる物品等について情報収集し、町の全ての機関での情報共有に努める。

(2)　物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

(3)　障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。

(調達方針及び調達実績の公表)

第8条　調達方針を策定し、又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表するものとする。

2　調達実績については、会計年度の終了後速やかに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

(調達方針に関する担当窓口)

第9条　調達方針に関する担当窓口は、介護福祉課とする。

附　則

この訓令は、平成27年2月2日から施行する。

附　則(平成27年3月19日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(令和4年8月1日訓令第5号)

この訓令は、令和4年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。